

第10回町田市農業委員会総会議事録

(2022年12月20日)

議長 　ただ今から、第10回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

　本日の署名委員は7番・志村委員、8番・石坂委員を指名いたします。なお、神蔵委員、石井委員は所用のため欠席です。

　それでは議案の審議に入ります。

　日程第1、議案第23号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

　別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 　(2件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議長 　暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。

ご確認いただいた委員から報告をお願いします。

佐藤(孝)委員 　(申請者、申請の農地等について詳細を説明)

佐藤(孝)委員 　(申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議長 　ありがとうございました。議案の説明は終わりました。

　これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

　ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

　これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

　挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

　続いて日程第2、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

　別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 　(1件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 　事務局担当者より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権

事務局 設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。
（農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の要件等について説明）

議長 本議案については、横田委員が利害当事者となりますので、審議の中立性・公正性の確保を図る観点から、退席をお願いいたします。

（横田委員退席）

暫時、休憩いたします。

（休憩）

再開いたします。議案の説明は終わりました。

それでは、借人の耕作状況等を確認した大貫委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。

大貫委員 （借人の耕作状況等報告）

本議案については、午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

石川委員 本日農地利用推進委員会を開催し、担当委員 15 名が出席し意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。これにより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

石坂委員 19 条の公告とはどのような形で公告するのでしょうか。

事務局 農用地利用集積計画をこの期間に縦覧いたしますという縦覧公告です。

縦覧図書としては農用地利用集積計画を住所、氏名等、個人情報伏せた形で縦覧いたします。

石坂委員 縦覧の場所はどちらになりますか。

事務局 公告は市庁舎・各市民センターの掲示板に掲示いたします。

「この期間に市役所 9 階 905 の窓口で縦覧できます。」という内容の掲示になります。

議長 その他ご質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。これより採決に入ります。

本議案のとおり、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用

集積計画を定めるべきことを市長に対し要請することに決めます。

横田委員は席にお戻りください。

(横田委員着席)

続いて日程第 3、議案第 25 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (1 件の申請者、貸借権の設定の要件等について説明)
議長 事務局担当者より、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (事務局担当者 説明)
議長 暫時、休憩いたします。

(休憩)

再開します。議案の説明は終わりました。地区担当委員であります横田委員から、ご確認いただいた内容の報告をお願いします。

横田委員 (借人の耕作状況等報告)
議長 ありがとうございます。

本議案については、午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いします。

土方委員 本日生産緑地対策委員会を開催し、担当委員 11 名が出席し意見を出し合いました。その中で、今回特段のご意見等が無く、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり事業計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり事業計画を決定することに決めます。

続いて日程第 4、議案第 26 号「特定農地貸付の承認について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせていただきます。

事務局課長 (1 件の許可申請の申請者、申請の農地、開設する市民農園の概要について説明)

議長 事務局担当者より、特定農地貸付の承認の流れなどについて概要説明をいたさせていただきます。

事務局 (事務局担当者 説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

志村委員 (申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議長 これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

石阪委員 市民農園と体験農園の違いは何ですか。

議長 市民農園というのは、借りた方が自由に作付けするものです。農地所有者である農家の計画に基づいて、指示どおりに作業するものを体験農園といいます。

土方委員 開園まで一月切っているが、区画割りもできていないように思われるが、間に合うのでしょうか。

もう一つの質問は、農具は各自持参なののでしょうか。農機具を置く場所がないようなので、近隣の苦情につながらないか等の懸念はどうなののでしょうか。

事務局 開設希望日は1月1日となっておりますが、1月1日以降に区画割及び募集を開始し、利用者に貸出するのは2月以降の予定となっております。

農具や農機具置場を市民農園内に用意する予定はないと聞いています。よって、利用者が持参することになると思われま

す。
近隣の苦情につながらないかについては、当農地所有者は先にも同様の市民農園を開設し、問題なく運営していることから、市民農園内に駐車場は設けられないことや利用者のマナー等により苦情があった場合の対応、また、それを防止するための指導等についても十分に把握できており、本件も問題なく運営されるものと見込まれます。

横田委員 今後区画が増えたり、家族で来る場合など、大勢の方が来られることを想定し、自転車置場や農機具置場などを設けるように指導はしたほうがよいのではないのでしょうか。住宅街なので

近隣への迷惑が懸念されます。

事務局 本件において自転車置場や農機具置場を設けない点については、徒歩圏内で農具等持ち込みが可能な利用者を想定しているためであることを開設主に確認済みです。

今後も市民農園の相談があった場合には、開設の要件にはなっておりませんが、開園後のトラブルを防止するためにも、自転車置場や農機具置場等について確認を行ってまいります。

園部委員 貸付期間は1年となっていますが、1年経ったら同じ人が更新できるのでしょうか。

事務局 今借りている方が更新することは制度上問題ないとされており、本件も更新を前提としております。

園部委員 水道は無いのでしょうか。

事務局 水道はありません。

議長 その他質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり承認することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり承認することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 (専決事項(農地法4条3件、5条15件、納税猶予に関する適格者証明書3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5件)

報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について0件))

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。